

## レンタル約款

### 第1条（総則）

1. レンタル約款（以下「本約款」という。）は、賃借人（お客様）を甲、賃貸人（明和工業株式会社）を乙として双方の契約関係について、その基本的事項を定める。
2. 乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて動産賃貸借及びこれに基づくサービス（以下、動産賃貸借及びサービスを総称して「レンタル」という。）を提供する。
3. 本約款は、乙のホームページ上に表示する。本約款に変更があった場合は、第2条に定める個別契約ごとに締結の時の約款を適用する。

### 第2条（個別契約）

1. 物件毎のレンタル契約（以下「個別契約」という。）は、甲及び乙が本約款に基づいて行う。
2. 甲は、物件名（工事名、又は使用場所等）、規格、数量、レンタル期間、レンタル料（見積金額）、決済方法、納入日、引渡し場所等の必要事項を明確にして申し込み、乙がこれを承諾することによって個別契約は成立する。
3. 個別契約の成立には、甲は、本約款の内容を確認し承諾の上、乙の定める所定の手続きに従って、乙に対してレンタル利用の申込みを行うものとする。

### 第3条（レンタル期間）

1. 甲が、乙工場に資材を引取り、又は返却する場合のレンタル期間は、甲が引き取った日から返却した日までとする。
2. 甲の指定する場所まで乙が輸送する場合、レンタル料金計算期間は、甲の指定する場所に資材が到着した日から甲が引取依頼を行った日までとする。甲は引取依頼を乙に対して行うまでに資材を搬出可能な状態にしなければならない。

### 第4条（レンタル料）

1. 課金の対象となる資材は、甲の発注により、乙が出荷した全ての資材がレンタルサービスの課金対象となる。
2. 個別契約のレンタル料金及び決済方法は、乙が甲へ事前に提示している見積書に基づき、甲乙協議のうえ取り決めることとする。
3. 個別契約に定めたレンタル期間の短縮又は延長については、乙の承諾を必要とする。
4. 甲が乙に対して発注した注文を取消しもしくは出荷を停止する場合、乙は以下の規定に基づき甲へキャンセル料金を請求し、甲は乙にキャンセル料金を支払わなければならぬ。
  - (1) 資材出荷日から3営業日前に注文を取消した場合、片道の運送料金の50%。
  - (2) 資材出荷日から2営業日前に注文を取消し、もしくは出荷を停止した場合、片道の運送料金の全額。

（3）資材を出荷した後に取り消した場合は、資材の基本料金の50%および往復の運送料金を合算した金額。

但し、取消の受付は資材出荷日から15日（資材出荷日を含む）までとする。

#### 第5条（資材の引渡し、免責）

1. 甲が乙から資材の引渡しを受けたときは、甲は、乙が発行する「REPCS引渡確認票」に署名又は押印のうえ、乙に提出する。
2. 乙は、レンタル期間の開始日に甲に資材を引き渡さなければならない。
3. 資材の輸送費及びそれに伴う一切の費用は甲の負担とする。
4. 乙は、資材の引渡しのため、甲の現場内に立ち入る際は甲の指示に従う。
5. 資材の搬出入・運送・積み下ろしなどに伴う事故は、甲が自ら行った場合又は甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙がこれを行った場合は乙の責任とする。ただし、事故の発生に責のある当事者は、その過失割合に応じた責任を免れない。
6. 乙は、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、争議行為、第三者との紛争又は第三者からの妨害、その他乙の責に帰さない事由により、資材の引渡しが遅滞、あるいは引き渡しが不能となった場合、その責を負わない。

#### 第6条（資材の検収）

1. 甲は、資材受領後直ちに、乙が発行する「REPCS出荷伝票」記載の内容に基づき、資材の規格・仕様・性能・機能及び数量等が契約に適合することを確認する。
2. 甲は、資材の配管時、漏水の有無、振れ止め等正常に作動することを確認（以下「作動確認」という。）する。（前項と合わせて、以下「契約適合性」という。）
3. 甲は、前項の検収、及び作動確認において契約不適合を発見した場合、直ちに乙に対し書面で通知しなければならない。甲の通知を乙が受けた場合、乙は乙の責任において資材を修理又は代替の資材を引き渡す。

#### 第7条（契約不適合責任）

1. 乙は甲に対して、引渡し時、及び作動確認において、資材の契約適合性についてのみ責任を負うものとし、甲の使用目的への適合性については責任を負わない。なお、甲が乙に対し、資材の検収、作動確認後、7日以内に資材の契約不適合の通知をしなかった場合には、資材は契約適合性をもって引き渡されたものとし、乙は契約不適合責任を負わない。
2. 作動の不確認、不具合を放置して使用、及び規格外での操作、施工方法により発生した事故・損害については、乙は一切の責任を負わない。
3. 甲が資材の引渡しを受けてから返却するまでの間に甲が資材を使用する過程で発生した漏水等による損害（自然災害による損傷・紛失、現場環境（土壌含む）及び通水した流体の水質に起因する微生物腐食や電食等）については、乙は一切の責任を負わない。
4. 資材のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、個別契約（REPCS注文書等）における見積金額相当額を上限と

し、現に甲が支出した直接損害に限るものとする。

5. 資材の不具合等に起因して甲又は第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害（工事の遅れ、手待ち、得べかりし利益、逸失利益、機会損失等）については、乙はその責を負わない。

#### 第 8 条（資材の保守・管理）

1. 甲は、資材の引渡しから返却が完了するまでの間、資材の使用、保管にあたっては善良なる管理者として、資材本来の用法、能力に従って使用し常に正常な状態を維持管理する。
2. 甲は、資材の使用前には必ず「レピックス取扱要領書」を確認し、作業開始前には必ず点検を行い実施しなければならない。
3. 甲は、資材の設置、保管、使用によっては第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決し、乙は一切の責を負わない。
4. 甲は、資材実使用者への取扱注意事項の周知を行い、善良な管理者の注意をもって使用させると共に、レンタル期間中の資材に関するトラブルや事故が発生した場合は、甲が責任をもって解決を図るものとする。

#### 第 9 条（資材の検査）

乙は、あらかじめ甲に通知し、レンタル中の資材の使用場所において、その使用方法並びに保管状況を検査することができる。この場合、甲は、積極的に協力しなければならない。

#### 第 10 条（禁止事項）

1. 甲は、資材を第三者に譲渡し又は担保に供するなど、乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。
2. 甲は、資材の取扱い・操作については、必要な知識・技量のある者、又は知識・技量のある者の指導の下で行うこと。
3. 甲は、乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。
  - (1) 資材に新たに装置・部品・付属品等を付着させること、又は既に付着しているものを取り外すこと
  - (2) 資材の改造、あるいは性能・機能を変更すること
  - (3) 資材を本来の用法・用途以外に使用すること
  - (4) 資材を当初に納入した場所より他へ移動させること
  - (5) 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、又は資材を第三者に無断で転貸すること
  - (6) 資材について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること
  - (7) 資材に表示された所有者の表示や標識を抹消、又は取り外すこと
  - (8) 資材をレピックス取扱要領書等で乙が定める注意事項を守らずに使用すること
  - (9) 資材を REPCS 資材資料書等で乙が定める能力範囲、使用環境を守らずに使用すること

## 第 11 条（引継ぎ使用）

甲がレンタル期間を終了した後に、他社（以下「引受者」という。）が別途受注した工事遂行のため通水状態で仮設資材を引き継ぐ場合、甲は事前に乙より書面による承諾を得なければならない。甲及び引受者は引き継ぎに際し、乙の発行する REPCS 引継資材明細書に基づき規格・数量・破損状況を確認することとする。引受者は甲と置き換え本約款及び個別契約を適用する。引継ぎ後の資材については本約款及び個別契約に定める全ての責任を引受者が負うものとする。

## 第 12 条（環境汚染物質下での使用禁止）

1. 甲は、放射性物質、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の環境下で資材を使用しない。ただし、人命に係わる等の緊急事態においては、甲乙協議のうえ合意した場合はこの限りでない。
2. 資材に汚染が生じた場合、甲は当該汚染物質等の除去又は廃棄処理を直ちに行うものとし、乙が甲に代わって行うことにより費用が発生した場合は、甲がこれを負担する。
3. 汚染された資材が返却された結果、乙又は第三者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合、甲が一切の責任を負わなければならない。

## 第 13 条（通知義務）

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に速やかに連絡すると同時に書面でも通知する。
  - (1)レンタル期間中の資材について盗難・滅失或いは毀損が生じたとき
  - (2)住所を移転したとき
  - (3)代表者を変更したとき
  - (4)事業の内容に重要な変更があったとき
  - (5)レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき
2. 資材について第三者が乙の所有権を侵害するおそれがあるときには、甲は自己の責任と負担で、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を書面で乙に通知する。

## 第 14 条（個別契約満了時の措置と資材の返還）

1. 個別契約満了時、甲は直ちに資材を返却する。甲は、乙が発行する「REPCS 返却資材表」に署名又は押印する。
2. 返却に伴う輸送費、及び返却に要する一切の費用は甲の負担とする。
3. 資材の返却は、甲の立ち合いのうえ行うこととする。ただし、甲が立ち会うことが出来ない場合、乙の検収に異議を申し立てることができない。
4. 資材の返却は貸し出し時の状態で返却とする。資材が繋がった状態で返却された場合、乙は甲に対し解体費として損料を請求することができる。

5. 返却された資材の数量は、乙工場内での検品をもって確定とする。資材改造、破損、紛失、盜難については甲の責任とし、乙は甲へこれらの損料を請求できるものとする。

#### 第 15 条（資材の損害補償）

地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因の如何を問わず、甲にレンタル中の資材に損傷、又は滅失、盜難等が発生した場合、甲はこれによって生じた資材の損害について全ての責任を負う。

#### 第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
  - (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
  - (2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
  - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
  - (4)この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - イ) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - ロ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 甲又は乙の一方について、契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、契約を解除することができる。
  - (1) 前項（1）又は（2）の確約に反する申告をしたことが判明した場合
  - (2) 前項（3）の確約に反し契約をしたことが判明した場合
  - (3) 前項（4）の確約に反する行為をした場合
3. 乙が前項の規定により契約を解除した時は、乙は、甲に対して、約定レンタル料に相当する金額（既に約定レンタル料の一部を受領している場合は、その額を除いた額）を違約金として請求することができる。

#### 第 17 条（不返還となった場合の損害賠償及び措置）

1. 甲は、不返還により発生した乙の全ての損害について賠償する責を負う。
2. 乙は、個別契約満了、契約解除又は中途解約等による契約終了にもかかわらず甲が資材の返却をしない場合、甲に対して必要な法的措置をとることができる。

#### 第 18 条（契約の解除）

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができる。
  - (1)本約款又は個別契約の条項のいずれかに違反したとき
  - (2)レンタル料、損料、運搬費、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき
  - (3)自ら振出し又は引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は支払い不能

若しくは支払停止状態に至ったとき

- (4)公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき
- (5)資材について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められていた使用方法に違反したとき
- (6)解散、死亡若しくは制限能力者、又は住所・居所が不明となったとき
- (7)信用状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
- (8)レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為又は公序良俗に違反する行為等）があったとき
- (9) 第 16 条第 2 項各号に定める事由に該当した場合

- 2. 前項の規定に基づき乙が契約を解除した場合、甲は直ちに資材を乙に返却すると共に、個別契約において取り決めたレンタル期間満了時までのレンタル料を、直ちに現金で乙に支払う。
- 3. 甲に第 1 項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する債務を直ちに現金で乙に支払う。

#### 第 19 条（契約解除の措置）

- 1. 甲は、前条により乙から資材の返却請求があった場合、直ちに返却する。甲は、乙が発行する「REPCS 返却資材表」に署名又は押印する。
- 2. 甲が資材の即時返却しない場合、乙は資材の保管・使用場所に立ち入り回収し、損害がある場合は、甲はその損害を負担する。
- 3. 返却、回収に伴う輸送費その他一切の費用は、甲の負担とする。
- 4. 甲は、返却した際、資材の損傷、その他原状と異なる場合、その損料を負担する。資材が繋がった状態で返却された場合、乙は甲に対して解体費として損料を請求することができる。
- 5. 資材の返却は、甲の立会いで行い、甲がこれに立会わない場合、乙の検収結果に異議なきものとする。
- 6. 返却された資材の数量は、乙工場内で検品をもって確定とする。資材改造、破損、紛失、盜難については甲の責任とし、乙は甲へこれらの損料を請求できるものとする。
- 7. 甲は、資材の返却が完了するまで、本約款に定められた義務を履行しなければならない。
- 8. 契約解除により、甲が損害を被ることがあっても、乙は全て免責とする。

#### 第 20 条（中途解約）

- 1. 個別契約期間中における中途解約は認めない。ただし、甲が特別な事由により申し入れ、乙が相当と認めた場合はこの限りではない。
- 2. 前項において解約が認められた場合、甲は直ちに第 15 条の規定に基づく手続きを履行す

る。

3. 第1項但書の規定により資材が返却された場合、甲は乙に対し、個別契約において取り決めたレンタル期間満了日までのレンタル料総額と既払額との差額（未清算金）を支払う。

#### 第21条（解約損害金）

第18条及び第20条によって、契約が個別契約に定めた契約期間を満了せず終了した場合でも、甲は乙に対し、個別契約に定めた契約満了までのレンタル料を支払う。

#### 第22条（秘密の保持）

甲及び乙は、レンタル契約に伴い知り得た一切の情報を、契約終了後も他に漏らしてはならない。

#### 第23条（専属的合意管轄）

レンタル契約に基づく甲及び乙間の紛争に関しては、乙の新潟本社を管轄する新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第24条（補則）

本約款及び個別契約に定めなき事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

#### 附則

2026年1月1日 全面改定施行